で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.037×0.667×1.014）／2

A×1.037、A×1.037×0.667、（A×1.037×0.667×1.014）及び（A×1.037×0.667×1.014）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［3　略］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（79,400円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G

79,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（79,400円×α）×A及び｛（79,400円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（79,400円×α）×A＋（79,400円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.986－（F＋F'）＋G

79,400円×α及び79,400円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（79,400円×α）×A、（79,400円×α'）×A'及び｛（79,400円×α）×A＋（79,400円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×1.020

［略］

［略］

E'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に1.001を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.034×0.667×0.988）／2

A×1.034、A×1.034×0.667、（A×1.034×0.667×0.988）及び（A×1.034×0.667×0.988）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第20表の表側「令和2年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和3年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［3　同上］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（77,600円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G

77,600円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（77,600円×α）×A及び｛（77,600円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（77,600円×α）×A＋（77,600円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.986－（F＋F'）＋G

77,600円×α及び77,600円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（77,600円×α）×A、（77,600円×α'）×A'及び｛（77,600円×α）×A＋（77,600円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×1.036

［同左］

［同左］

E'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に1.015を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）